

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工事等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地条例第 3 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地条例第 3 条 美郷町墓地条例施行規則第 5 条、第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地条例 （墓地） 第 3 条 墓地は、焼骨を埋蔵することを目的に使用し、許可を受けて碑石又は形象類を建設する場所とする。</p> <p>○美郷町墓地条例施行規則 （施設工事許可申請書） 第 5 条 使用許可を受けた墓地に、碑石等を施設又は施設した碑石等を変更しようとする者は、施設工事許可申請書（様式第 3 号）に設計図面を添えて町長に提出し、許可を受けなければならない。 （使用場所の施設の制限） 第 6 条 碑石その他の設備は、次の基準に従って設置しなければならない。 （1） 碑石及びこれに類するものの高さは、地盤面から 3メートル以内とする。 （2） 樹木の高さは地盤面から 1メートル以内とし、道路又は隣地使用者に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地条例第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地条例第 5 条、第 6 条第 1 項 美郷町墓地条例施行規則第 2 条、第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地条例 (使用者の資格) 第 5 条 墓地を永代使用（以下「使用」という。）しようとする者は、本町に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、使用許可後、町外に転籍若しくは転住した者又は町長が特に認めた者はこの限りでない。 (使用許可) 第 6 条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 略</p> <p>○美郷町墓地条例施行規則 (使用者の資格の特例) 第 2 条 条例第 5 条ただし書に規定する町長が特に定める場合は、次のとおりとする。 (1) 町内において死亡した者を埋蔵するため、必要があると認めたとき。 (2) 本籍又は住所を有しないが当町出身者であり、町内に縁故者が居住しているもの (3) 町の区域外に住所を有する者が、墓地の使用を希望することにやむを得ない事情がある場合 2 町の区域外に住所を有する者が、墓地の使用許可を受けようとするときは、次に該当する者を保証人として立てなければならない。 (1) 町内に住所を有すること。 (2) 年齢 20 歳以上であって、成年被後見人又は被保佐人でないこと。 (使用許可申請) 第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、墓地の使用許可を受けようとするときは、</p>

	墓地使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 7日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の承継の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地条例第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地条例第 8 条 美郷町墓地条例施行規則第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町墓地条例 （使用の承継） 第 8 条 墓地の使用は、その祭しを行う相続人若しくは親族又は縁故者等に限りに、町長の承認を受け承継することができる。
	<input type="checkbox"/> 美郷町墓地条例施行規則 （承継使用の申請） 第 7 条 条例第 8 条に定める使用の承継を受けようとする者は、その本籍及び住所を証明する書類のほか、従前の使用者との関係を証明する書類並びに従前の墓地使用許可証を添えて、墓地使用承継申請書（様式第 4 号）を提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	原状回復の免除の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地条例第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地条例第 9 条 美郷町墓地条例施行規則第 8 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町墓地条例 （墓地の返還） 第 9 条 使用者の都合により墓地を返還するときは、速やかに原状に復さなければ ならない。ただし、やむを得ない事情により町長の承認を受けたときはこの限り でない。
	<input type="checkbox"/> 美郷町墓地条例施行規則 （墓地の返還） 第 8 条 略 2 条例第 9 条ただし書に規定する町長が特に認める場合は、次のとおりとする。 （1） 使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭しを行 う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 （2） その他町長が特に認めたとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日